

第1章 物品貿易

我が国がこれまで締結してきた経済連携協定は、その包括性に特色があり、物品貿易に関する規定だけでも、関税撤廃の約束の他に、製品の国籍を決定する原産地規則、アンチ・ダンピ

ングについての規律、基準認証、FTA/EPAによる自由化の安全弁としての二国間セーフガード等に関する規定が設けられている。

<関税>

FTA/EPAにおいては、通常、物品貿易の自由化約束として、相手国産品に対する関税の、協定発効時の即時撤廃や、実行税率からの一定年数による均等削減等が規定される。工業製品の生産が往々にして国境をまたぐサプライチェーンによって行われている今日、我が国が締結したFTA/EPAにおける関税撤廃及び削減に関する理解を深めることに加え、他国のFTA/EPAにおける撤廃及び削減について理解を深めていくことが重要である。

なお、FTA/EPAにおける関税撤廃に関しては、域内の関税を実質上のすべての貿易について妥当な期間内に廃止しなくてはならない等の、GATT第24条の規律が課されている。これらについては、第Ⅱ部第15章で詳述している。

1. 関税撤廃の方式

関税撤廃の方式としては、①協定発効時に関税を即時撤廃する方式、②段階的に均等に関税を引き下げ撤廃する方式が基本的に適用され

る。但し、①及び②以外の関税削減方法については③現行の関税率を協定発効時から数年間又は関税撤廃期限まで据え置いた上で関税撤廃する等の猶予期間を設ける方式、④初年度に大幅に関税を引き下げ、その後段階的に関税を引き下げ撤廃する方式（豪州タイ協定のタイ側自動車等）等、関税の引き下げ方が均等でない方式も存在する。

また、関税撤廃方式の適用について、多くの地域貿易協定においては、現行関税率と関税撤廃方法及び期間を直接機械的には関連づけず、品目ごとのセンシティブティに応じて関税撤廃方式及び期間を定めている。具体的には、NAFTAにおいて原則として即時撤廃、4年、9年、14年という関税撤廃期間のカテゴリーを定め、個々の品目ごとにカテゴリーを決めるとともに、更に原則の例外となる品目については個別に関税撤廃の方式を定めている。

一方で、現行関税率によって関税撤廃方法及び期間を機械的に定める場合があり、例えば、

豪州NZFTAは、現行関税率5%を超えるものは5年以内に撤廃、5%以下のものは即時撤廃を規定し、中国アセアンFTAは現行関税率に応じて5分類の関税撤廃方式を規定している。

また、開発途上国間の地域貿易協定特有の方式として部分的に関税撤廃及び削減を先行させるアーリーハーベスト（early harvest）方式がある。中国アセアンFTAにおいては、特定の農産物について2004年1月から先行的関税引き下げ措置であるアーリーハーベストを既に実施しており、鉱工業品についての関税撤廃・引き下げスケジュールは2004年11月に締結され、2005年7月より実施されている。

なお、FTA/EPAは二国間又は多国間での特惠関係であるが、FTA/EPA締結国がMFN税率を自主的に下げたことにより、品目によってはFTA/EPA特惠税率がMFN税率よりも高くなる場合が発生する。こうした場合を想定し、我が国が締結するFTA/EPAでは、FTA/EPA特惠税率とMFN税率の低い方の税率を適用すると規定しているものもある。一方、FTA/EPAは特惠関係であるからFTA/EPA特惠税率はMFN税率より常に低いものであるべきとの考えに基づいて、例えば、EUチリFTAやシンガポール—インドFTAにおいては、MFN税率が引き下げられた場合、そのMFN税率から同様の法則に従い撤廃又は削減する税率をFTA/EPA特惠税率とする方式が採用されている。

2. 関税撤廃の例外品目

関税撤廃の例外品目としては、①関税撤廃は行わず、関税引き下げのみを行う品目、②関税割当枠にのみ関税撤廃又は削減を行う品目、③協定発効時には関税撤廃又は削減の対象外であるが、明示的に将来の再協議の対象としての約束をしている品目（再協議品目）、④新規関税の導入及び関税引き上げの禁止（スタンドスティ

ル）を約束している品目（米ヨルダン協定のよように、関税引き上げの禁止については明示的に規定されておらず、新規導入の禁止のみが規定されている例もある）、⑤協定上何ら上記①～④を約束しない品目（除外品目）に大別される。

3. 関税撤廃期間

(1) 先進国間、先進国・開発途上国間の地域貿易協定

関税の撤廃期間については、シンガポール—NZ協定のように入品目について協定発効時に関税を即時撤廃するような例もあるが、多くの場合は、最短で即時撤廃、最長でGATT第24条で許容される10年間での関税撤廃とし、更に3年、5年、7年等の中間的な関税撤廃期間を設けることが多い。

(2) 開発途上国間の地域貿易協定

開発途上国間のFTA/EPAでは、一般的に長期間で関税撤廃又は削減が行われることが多い。

例えば、中国アセアン協定は、中国及びアセアン原加盟国については、原則4年（関税率10%未満）又は5年（関税率10%以上）であり、センシティブ品目については7年とし、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については原則10年、センシティブ品目については13年となっている。なお、CLMVの10年超の関税撤廃品目は各国品目数の約4.8%まで認められている。AFTAについては、アセアン原加盟国とCLMVでは具体的な年数は異なるものの、概ね10年程度で関税率0～5%を実現し、更に10年程度をかけ関税撤廃を実現することとしている。

4. その他の関連規定

(1) 輸出加工区

FTA/EPAで規定することも多い輸出加工

区における免税制度について、「輸出補助金に該当するので、WTO補助金協定違反ではないか」との見解もよく表明される。しかし、こうした制度は補助金協定1.1(a)(1)(ii)の脚注1及び同協定附属書Iの例示(i)の反対解釈並びに附属書ⅢのIによりWTO適合的と判断されることとなる。

(2) 輸出税

輸出税に関しては、GATT第11条第1項が

関税その他の課徴金を明示的に除外していることから、WTO協定による規律は基本的に及んでいないと考えられる。しかし、輸出税が貿易歪曲効果を有することから、日本のEPAでは、WTOプラスの高い規律を目指し、例えば日シンガポールEPA(第16条)などでは、輸出税を撤廃する旨を規定している。また、日フィリピンEPA(第20条)では、両国が輸出税を撤廃するために最善の努力をする旨を規定している。

<原産地規則>

1. ルールの概要

(1) ルールの背景

原産地規則は、国際的に取引される物品の「国籍」を認定するために用いられる国内法令又はFTA協定上のルールであり、特惠分野に適用されるものと非特惠分野に適用されるものとに大別される。うち非特惠分野に適用されるものはWTO原産地規則協定において規律が定められ、現在、調和作業が進められている(詳しくは、第Ⅱ部第9章原産地規則参照)。

特惠分野に適用されるものの1つであるFTA原産地規則は、FTA締約国の原産品であることの認定を行い、またFTA締約国で生産された産品のみならず、実質的に第三国で生産されている産品が、一方の締約国を経由して他方の締約国に輸入される場合にまで、FTA上の特惠税率が適用されることを防ぐ(「迂回輸入」の防止)ことを主な目的として制定されている。

(2) 法的規律の概要

FTAにおける原産地規則は、一般的に、①原産地規則、②原産地証明手続の2つから構成

される。

①原産地規則

原産地規則は、大別すると(a)産品の原産地を認定する「原産地認定基準」と、(b)当該認定を行う上での補助・救済を行う「救済規定」、(c)第三国からの迂回輸入の防止規定から構成される。

(a) 原産地認定基準

原産地認定基準として採用されるものとしては、次のようなものがある。

(i) 完全生産品基準

締約国領域内で「完全に生産される(例えば、ある国の中で牛を誕生させ飼育する、ある国の中の鉱山において鉄鉱石を採掘する等)」ことを要件とする。主に農産品や鉱物などに適用されている。

(ii) 実質的変更基準

産品の生産において第三国からの輸入原材料(非原産材料)が用いられる場合に、当該産品に原産資格を付与するのに十分な「実質的な生産・加工作業」の内容を定めたものである。実質的変更基準は、次の3基準を用いて記述する

のが一般的である。

(イ) 関税分類変更基準(CTC rule : Change in Tariff Classification rule)

非原産材料の関税分類番号と、それから生産される製品の関税分類番号とが異なるような生産・加工作業が締約国内で行われた場合に、実質的変更がなされたと見なされ、原産資格を付与するルールである。求められる変更の度合いは関税分類番号の桁数で指定され、関税分類番号の上2桁(類)の変更をCC(Change in Chapters)、上4桁(項)の変更をCTH(Change in Tariff Headings)、上6桁(号)の変更をCTSH(Change in Tariff Sub-Headings)と称する。変更前の材料が、当該製品の生産工程のより上流に遡るほど、締約国内でより広範な生産・加工作業の実施を要求することとなり、原産資格取得の困難度の高いルールとなる。一般的には、CTSHが最も原産資格取得の容易なルールである。

(ロ) 付加価値基準(RVC rule : Regional Value Content rule)

締約国内において実施された調達・生産・加工等の作業に伴って形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値(閾値)を超えた場合に、実質的変更がなされたと見なし、当該製品に原産資格を付与するルールである。閾値が高いほど原産資格取得の困難度の高いルールとなる。CTCに比べて域内での調達や産業集積を管理しやすいと言われるが、他方で、原産性の立証に際して、会計に関する詳細なデータの収集・整理が必要となるなど、産業界の作業負担が大きく、また材料の納入先に対してコスト情報の開示を義務づけられる等の問題も指摘される。

(ハ) 加工工程基準(SP rule : Specific Process rule)

締約国内で特定の生産・加工工程が実施され

た場合に実質的変更がなされたと見なし、当該製品に原産資格を付与するルールである。関税分類番号の変更では表現できない工程を具体的にルールとして記述するのが特徴である。繊維製品や一部の農水産品、半導体、コピー機等の機械類に採用されていることがある。

なお、通常のFTA/EPAにおいては、これら3基準による認定方法の詳細についても、併せて規定される。また、個々の品目ごとの具体的なルールは、別途「品目別規則」としてこれらの基準を用いつつ記述するのが一般的である。

(b) 救済規定

原産資格の取得を容易にするため、各種救済規定が設けられている。救済規定の主なものは、下記のとおりである。

(i) 累積

FTA相手国の原産部分品である部品・材料を輸入して他の製品の生産に使用する場合、これらを自国の原産品たる部品・材料と見なすもの。自国貿易を増やし、ひいては域内貿易を促進する効果や、締約国間の分業を促進する効果がある。

(ii) ロールアップ

製品の付加価値を計算する際、一次材料が原産資格を有している場合、当該一次材料中の非原産部分についても原産材料に切り上げて累積を可能とする規定である。

(iii) トレーシング

製品の付加価値を計算する際、一次材料が非原産材料の場合、当該一次材料中の原産部分を累積可能とする規定である。

(iv) デミニマス

製品の原産地規則が関税分類変更基準による場合であって、非原産材料を用いて製品を生産したものの所要の原産地規則を満たすほどの関税分類の変更が生じず、原産資格を取得できない場合、当該非原産材料の製品に占める割合が

製品の価額又は製品の重量の一定割合以下であれば原産資格を付与する。つまり僅少の非原産材料は原産地の認定にあたって無視してもよいとの規定である。

(c) 第三国からの迂回輸入の防止規定

(i) 原産資格を付与しない軽微な加工に関する規定

仮に、ある製品が形式的には所要の品目別規則を満たした場合であっても、実は締約国内で実質的な生産・加工作業が行われていない場合、これを原産品とは認めない趣旨を記述したセーフティネット規定である。

(ii) 積送基準

物流・運搬の事情等により、仮にFTA締約国以外の第三国へ寄港しても、積み替え、製品の保存等の一定の軽微な加工では原産性を失わないことを定めるものである。

②原産地証明手続

原産地証明書の証明・発給手続は、主に、政府証明（商工会議所等の第三者機関が発給・証明する第三者証明も含む）、自己証明、認証輸出者制度の3つの形態に分類できる。

(a) 政府証明型(第三者証明型)：日本のFTAで採用している。輸出者の申請に基づき、政府又は第三者機関が証明書を発給する。

《特徴》

- ・公的な第三者機関が証明するため、より客観的に原産地証明の真正性確保が可能。
- ・原産地証明発給コストは、輸出者、第三者機関双方が負担する。
- ・発給に要する期間も相応に要する。

輸出者側：原産性証明コスト、申請手続コスト

第三者機関側：証明制度管理コスト、発給手続コスト

(b) 自己証明型：NAFTAが採用している。

輸出者が自らの責任で証明書を作成する。

《特徴》

- ・輸出者のコンプライアンス能力が問われる。
- ・原産地証明発給コストは、輸出者のみが負担する。輸出者は申請手続コストが不要であり、また輸出者側の能力、効率化努力等により、各コストの削減が可能であるため、単にコストの面からのみ見れば、大企業には魅力的。他方、中小企業には一般的にハードルが高い。

輸出者側：証明制度管理コスト、発給手続コスト、原産性証明コスト

(c) 認証輸出者型：EUが採用している。政府又は第三者機関が、輸出者を包括的に認証し、認証を受けた輸出者は、自己証明又はより簡易な申請で原産地証明を受給できるもの。

《特徴》

- ・コンプライアンス能力の高い輸出者にのみ手続を簡素化させることにより、一定の真正性を担保しつつ、輸出者の手続コストを減少させることが可能。
 - ・一回の輸出ごとにかかるコストは小さい。
- 輸出者側：原産性証明コスト、申請手続コスト（認証者は軽減又は削減）、発給手続コスト（認証者に自己証明権限が付与された場合）

第三者機関側：認証コスト、証明制度管理コスト、発給手続コスト（認証者に自己証明権限が付与された場合は軽減）

(3) 我が国及び世界のFTA/EPA原産地規則

①我が国のFTA/EPA原産地規則

我が国がこれまで締結してきた8つのEPAの原産地規則は、次のように、それぞれの基本要素はほぼ同じであるが、相手国に応じて多少の違いが存在する。

(i) 日シンガポールEPA

2002年1月署名、11月発効。我が国初のEPAである日シンガポールEPAについては、一般特惠制度（GSP）の原産地規則の影響を受け、必要最小限の規定にとどまっていたが、その後の日マレーシア等では輸入国当局が輸出国へ情報照会・検証訪問が行える検認規定が加わる等、より幅広い内容が盛り込まれ、また使いやすい原産地規則となったことを受け、シンガポール側からの打診もあったことから、2006年4月より日シンガポールEPA見直し交渉開始し、ユーザーにとって使い勝手のよい日マレーシアEPA等と同様の規則へ改定した。当該改訂済の協定は2007年9月に発効し、品目別原産地規則は日マレーシアEPAと同様、関税分類変更基準か付加価値基準かの選択性を基本原則としている。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。なお、原産地証明書の発給は、第三者証明により商工会議所が行っている。

(ii) 日メキシコEPA

2004年9月署名、2005年3月発効。内容的にはNAFTAの流れをくみ、他の日本のFTAと比べると、相対的に詳細な規定が多い。品目別原産地規則は、関税分類変更基準が中心である。製品によって異なるが、付加価値基準の主な閾値として50%を満たすことを求めている。原産地証明書の発給は、第三者証明により商工会議所が行っている。

(iii) 日マレーシアEPA

2005年12月署名、2006年7月発効。日シンガポールEPA、日メキシコEPAの経験を踏まえて設計された、原産地規則であり、その後のアセアン諸国とのEPA交渉において、ベースとなる協定となった。日マレーシアEPAは、原産地規則・証明手続ともに、概ね基本的な要素が（上記(2)①②で記載されている項目ほと

んどすべてが）導入されており、かつ規定ぶりも相対的に見ればシンプルなものとなっている。品目別原産地規則は、付加価値基準か関税分類変更基準かのいずれかを選択できる制度を基本としている（Co-equalと呼ばれる）。付加価値基準により原産性を取得する場合、主として付加価値40%を求めている。原産地証明書の発給は、第三者証明により商工会議所が行っている。

(iv) 日フィリピンEPA

2006年9月署名。基本的に日マレーシアEPAと同様である。品目別原産地規則に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。

(v) 日チリEPA

2007年3月署名、9月発効。アセアン諸国とのEPA、日メキシコEPAの経験を踏まえて設計された。日チリEPAでは、付加価値基準の算定方法によって異なる閾値を定めており、非原産材料の価額から算定する従来の方法の場合付加価値45%、製品のFOB価額に占める原産材料の価額の割合で算定する場合付加価値30%を満たすことを求めている。

(vi) 日タイEPA

2007年4月署名、11月発効。基本的に日マレーシア協定と同様であるが、品目別原産地規則ではタイ側からの要望により化学製品について加工工程ルールを導入している等の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。

(vii) 日ブルネイEPA

2007年6月署名。基本的に日マレーシアEPAと同様である。品目別原産地規則に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。

(viii) 日インドネシアEPA

2007年8月署名。基本的に日マレーシア

EPAと同様である。品目別原産地規則に若干の違いがある。付加価値基準により原産性を取得する場合、付加価値40%を求めている。

(ix) 日アセアンEPA

2007年11月交渉妥結。我が国にとって初めての多国間経済連携協定である。アセアン諸国との二国間EPAではカバーしきれない生産フローを自由化し、アセアン域内での生産ネットワークの強化が期待される。

②世界のFTA原産地規則

世界には既に、大別して下記の3つのFTA原産地規則の類型（米国が採用する米州型、ECが採用する欧州型、アジア地域諸国の採用するアジア型）が存在している。

(i) 米州型

関税分類変更基準をベースに、重要な品目については付加価値基準を導入している。付加価値の算出方法については、「原価方式」、「原産

材料積み上げ方式」により、より精密な原産資格の計算を要求している。証明方法は自己証明型を採用している（NAFTA原産地規則の詳細については、コラム参照）。

(ii) 欧州型

EEA（European Economic Area、EU加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを結ぶ地域経済協定）協定の加工工程基準、付加価値基準がベースとなっている。証明方法は認証輸出者型を採用している。

(iii) アジア型

AFTA（ASEAN Free Trade Area、アセアン加盟10か国間の自由貿易協定）の付加価値基準がベースとなっているが、一部商品については、我が国と同様に関税分類変更基準との選択導入を検討している。証明制度は、政府証明（第三者機関証明）を採用している国が多いが、認証輸出者制度、自己証明制度をFTAにより使い分けている国も存在。

コラム NAFTAの原産地規則

1992年に署名、1994年に発効したNAFTAの原産地規則は、原産地認定基準等に極めて精緻なルールが導入されている一方で、産業界の証明作業コストを軽減するための措置も手厚く盛り込まれているのが特徴。その後に締結したFTA（特に米州圏）における原産地規則のモデルともなっている。

• 概要

NAFTAにおける原産地規則においては、米加自由貿易協定（米加FTA：USA-Canada Free Trade Agreement）と同様、関税番号変更基準（CTC）が原則として採用され、一部の品目（自動車、家電等）については、付加価値基準が、CTCと選択的、又は単独で採用されている。ま

た付加価値基準の計算式について、製品の取引価額をベースとして計算する「取引価格方式」と、材料費、人件費などを細かく産出して計算する「総経費方式」の二通りが設定されている。その他、アクセサリ、輸送容器、包装材の取扱い、第三国での積み替え時の対応、間接材料の取扱い、等の救済が定められている（これらの規定により、産品に付随するアクセサリ、輸送容器、包装材の計算・判定が簡素化され、また一定の要件の下、通関上等の理由による第三国への立ち寄りを認められる等、企業の申請に係るコストが軽減され、利便性が向上）。また、原産地証明制度については、産業界の原産地証明コスト極小化の観点から、企業の自己責任原則の下に、自己証明制度が導入されている。

・品目別規則について

1. 繊維

繊維製品がNAFTA原産と認定されるためには、一部の製品を除き、糸を生産する過程からNAFTA域内で実施される必要があるとされている（図表1-1）。ただし、これとは別途、年ごとの一定の金額枠を設けて、より緩やかなルールの適用を認めている（言わば原産地規則を活用した“関税割当”的アプローチ）。

<図表1-1> NAFTAにおける繊維製品の原産地規則

糸の生産	布の生産	アパレル製品の NAFTA原産資格
域内	域内	○
域外	域内	×
	域外	×

2. 自動車

自動車については、関税番号の項（4桁レベル）の変更に加えて、一定の域内付加価値率の達成を原産地付与の条件としている。達成すべき域内付加価値率については、発効当初は50%、その後段階的に上がっていき、最終的に62.5%の域内付加価値率が求められている（総経費方式）。

< AD、相殺措置 >

(1) ルールの背景

近年、FTAの締結にあたり、WTO協定上認められているアンチ・ダンピング（AD）措置をはじめとする貿易救済措置の域内相互不適用や、AD協定に付加する形での規律強化を盛り込む例が見られる。1990年代以降こうした規定がFTAに盛り込まれるようになった背景には、貿易救済措置の濫用によってFTA締結国間における市場アクセス向上の成果が阻害されることを避けることや、FTA締結国間共通の競争政策を持って、不適用となったAD措置を代替することにより、地域・二国間の自由貿易を更に促進させるといった狙いがある。

(2) WTO協定との関係

FTA/EPA協定におけるAD措置の不適用は、関税の全廃など物の貿易に関する市場の同

一化、自由貿易の確立が前提であり、WTOの目的には整合的である。他方、AD措置の不適用までは至らないが、ADの手續面及び実体面における規律の強化（WTOプラスの規律）については、WTOのADルール交渉において、規律強化を目指してなされている提案との重なりも見られ、AD協定の規律強化を二国間で先取りしていると評価することも可能である。その一方で、FTA締結国との関係でのみ、AD調査や措置の発動に際して、WTOプラスのルールで特別に扱うことは、その内容によっては、GATTの最恵国待遇原則に抵触する可能性があるとの指摘もある。

(3) 法的規律の概要

1990年代以降、その内容は多様化し、変遷しているが、FTAにおけるAD措置の規定は

大きく以下の3つの類型に分けられる（相殺関税措置の規定についても、これに準ずる）。

①WTO・AD協定上の権利及び義務を確認するもの

FTA協定の中で、明示的にWTO・AD協定上の権利・義務を確認する規定があるもののほか、FTAの総則の中で、GATT上の権利行使を妨げないと規定する結果として、実体上、域内でもWTO上のAD規律の適用をそのまま認めているものがある。日シンガポールEPA等、多くのFTAがこの類型にあてはまる。

②WTO・AD協定よりも規律を強化するもの

シンガポールが結ぶFTAなどでは、WTO・AD協定より厳しい規律を導入している。例えば、シンガポール—NZのFTAでは、①AD税を賦課することができないとする僅少マージン（デミニマス）を輸出価格の2%から5%へ引き上げ（第9条1(a)）、②上記①は新規調査事案のみならずレビューにも適用する（同(b)）、③無視できるダンピング輸入量を3%でなく5%とし、輸入量が5%を下回る場合には、調査は直ちに終了する（同(c)）、④上記③の、無視できるダンピング輸入数量を決定する調査対象期間を、通常少なくとも12か月とする（同(d)）、⑤AD税賦課の期間を原則として5年から3年に短縮する（同(e)）、などの点において規律強化が図られた。

また、こうした実体的な規律強化とは別に、手続的な規律強化を定めるFTAの例もある。例えば、豪州NZ経済協力協定（ANZCERTA）のように提訴状を受理した当局が「速やかに」相手国に通報すること、米韓FTA（KORUSFTA）のように措置を適用する前に相手国政府との事前協議の機会を持つこと、タイ豪州FTA（TAFTA）のようにAD課税よりも価格約束

の受入れを優先するよう配慮すること等の規定が挙げられる。

③協定締結国間でのAD措置の不適用を規定するもの

1990年に豪州NZ経済協力協定（ANZCERTA）では、二国間の貿易関係におけるAD措置の適用を終了させる一方で、国内競争法を改正整備してAD措置を廃止することとし、AD措置を相互不適用とした。カナダ—チリFTA（第M-01、03条）においても、2003年以降域内貿易に対するAD措置の利用を撤廃する一方、ダンピング措置に対応するための一定の競争政策規定を導入した。

もっとも、上記のうち、AD措置不適用を定めるFTAは例外的である。大部分のFTAは、締結国間でのWTO協定上の権利、義務を確認しており、市場アクセスの拡大に伴うダンピングの発生・拡大や違法な補助金の供与に伴う国内産業への損害に対応する「措置」として、AD措置の発動を認めており、同様に相殺関税措置の発動も認めている。

我が国がこれまで締結したFTA（EPA）においても、ADに関する特則や相互不適用について検討された経緯がある。日シンガポールEPAの研究会報告書（2000年9月）においては、競争政策の分野で協力メカニズムを創設するという条件の下、AD措置を相互不適用とすることが選択肢として提示された。一方で、デミニマスや無視できる輸入量の引き上げや、関税賦課期間の短縮といった、現行AD協定の更なる規律強化という可能性も模索された。しかしながら、当時のシンガポールが包括的な競争法を持たなかったこと、AD措置の不適用は国内産業に対する保護の必要性の観点から懸念が残ること、EPAでのADルールの規律強化の水準が低いとWTOのドーハ・ラウンド交渉に

悪影響を与えるとの懸念も示された。結果的には、日シンガポールEPAにおいては、ADに関するWTO・AD協定上の権利及び義務を確認する（第14条5(b)）とされた。その他、我が国がこれまでに締結したEPAにおいても、WTO協定に整合的なAD措置をとる権利を確認している。

他方、協定には盛り込まれないものの、日シンガポールEPA署名（2002年1月）の際には閣僚レベルでの共同宣言を発し、AD措置が濫用されることに対する懸念を表明し、AD措置

の発動は抑制的に行うこと、また、WTOにおけるAD措置への規律の強化に向けて協力することを確認した（パラグラフ2）。また、日メキシコEPA署名（2004年9月）の際の共同宣言でも、WTO交渉においてAD措置への規律強化に向けて協力することが重要であることを確認している（パラグラフ12）。なお、日メキシコEPA（第11条(b)）及び日マレーシアEPA（第16条(b)(ii)）においては、削減・撤廃の対象である関税（customs duty）にAD税は含まないと明示的に規定している。

<図表1-2> FTAのAD、相殺措置に関する規定概要

	AD税に関する規定	相殺関税に関する規定
日本シンガポール	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）。WTO協定上の権利及び義務を確認（前文）、域内適用可能（第14条5(b)）。	
日本メキシコ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、WTO協定上の権利及び義務を確認（第167条）、域内適用可能（第11条(b)）。	
日本マレーシア	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第16条(b)(ii)）。	
日本フィリピン	WTO協定上の権利及び義務を確認（第11条1）、域内適用可能（第18条4(b)）。	
日本チリ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、域内適用可能（第28条(d)(ii)）。	
日本タイ	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、域内適用可能（第15条(b)(ii)）。	
日本インドネシア	WTOにおけるAD措置の規律強化に向けた協力（共同声明）、域内適用可能（第20条4(b)）。	
NAFTA	AD及び相殺関税の最終決定について二国間パネルを設けることができる（第19章）。	
米国シンガポール	WTO協定上の権利及び義務を確認する規定（第1.1条）あり。域内適用可能。	
米国チリ	WTO協定上の権利及び義務を維持（第8.8条）。域内適用可能。	
米国ヨルダン	WTO協定上の権利及び義務を確認する規定（第1条）あり。域内適用可能。	
米国イスラエル	1987年1月1日以前に発効したFTAの締結国（1985年のイスラエルFTAのみ）からの輸出は累積の対象としない（Uruguay Round Agreements Act, 第222条(e)）。	
米国—韓国	WTO協定上の権利及び義務を確認する規定、事前通報及び協議、価格及び数量に関する約束に対する好意的配慮（第10.7条）、貿易救済措置委員会による情報交換、運用状況の監視、ルール交渉での協力等（第10.8条）。	
カナダ—チリ	両当事国の関税撤廃日又は2003年1月1日のいずれか早い日から域内不適用（第M-01,03条）。	AD規律の不適用を規定するものの相殺関税の不適用は規定せず域内適用可能。また、相殺関税の撤廃を協議する規定（第M-05条）あり。
EUメキシコ	WTO協定上の権利及び義務を確認する規定（第14条）あり。域内適用可能。	

シンガポールEFTA	域内不適用（第16条）。	GATT第Ⅵ条及びWTO補助金協定により規律。域内適用可能（第15条）。
シンガポール豪州	WTO・AD協定の規定遵守を再確認し、調査期間及び課税規則の規律等を強化（第8条）。域内適用可能。	WTO補助金協定の規定遵守を再確認し、輸出補助金の禁止を合意（第7条）。域内適用可能。
シンガポールNZ	域内適用可能。発動要件（僅少マージン、累積）、調査期間及び適用期間の規律強化（第9条）。	WTO補助金協定の規定遵守を再確認し、輸出補助金の禁止を合意（第7条）。域内適用可能。
シンガポール—インド	域内適用可能。調査開始の通報、情報交換及び情報の利用並びにWTO・AD委員会の勧告の考慮等の条件を規定（第2.7条）。	WTO補助金協定の遵守を再確認（第2.8条）。域内適用可能。
シンガポール—ヨルダン	域内適用可能。発動要件（僅少マージン、累積）、調査期間及び適用期間、見直しの計算方法等の規律強化（第2.8条）。	GATT第Ⅵ条及びWTO補助金協定により規律。域内適用可能（第2.6条）。
シンガポール韓国	WTO・AD協定の権利及び義務を維持し、AD税の賦課原則の規律を強化（第6.2条）。域内適用可能。	GATT第Ⅵ条及びWTO補助金協定により規律（第6.3条）。域内適用可能。
タイ豪州	WTO・AD協定の規定遵守を再確認し、価格約束に対する好意的配慮を規定（第206条）。域内適用可能。	WTO補助金協定の遵守を再確認（第207条）。域内適用可能。
タイNZ	WTO・AD協定の権利及び義務を維持し、第15条（開発途上国加盟国に対する考慮）の留意を規定する（第5.1条）。域内適用可能。	WTO補助金協定上の権利及び義務を維持する（第5.2条）。域内適用可能。
豪州NZ（ANZCERTA）	1990年7月1日より、AD規律を廃止し競争法を導入。域内不適用（1988年8月18日付協定議定書）。	GATT第Ⅵ条等補助金協定の義務を維持する（第16条）。域内適用可能。
P4（シンガポール、ブルネイ、NZ、チリ）	WTO・AD協定、補助金協定上の権利及び義務を維持する（第6.2条）。域内適用可能。	
韓国EFTA	AD不適用努力規定。事前通報及び協議、レッサーデューティールールの適用。措置決定から5年後に継続の必要性を検討し、以後2年ごとに検討（第2.10条）。	調査開始前に相手国に通知し、相互に受け入れ可能な解決策を見出すため30日間与え、通知から10日以内に協議の場を設置（第2.9条）
韓国チリ	WTO・AD協定、補助金協定上の権利及び義務を維持（第7.1条）。域内適用可能。	

＜セーフガード＞

（1）ルールの背景

① EPAの二国間セーフガード措置

多くのFTA/EPAでは、当該FTA/EPAによって関税が引き下げられる譲許等の義務を負った相手国産品を対象とする二国間セーフガード措置を規定している。これは、FTA/EPA

に基づく関税の撤廃又は引き下げの結果として輸入が増加することにより、国内産業に重大な損害が生じ又はそのおそれが発生した場合に、緊急措置として、FTA/EPAにおける関税撤廃・削減の約束を一時的に撤回し、GATT上の最恵国関税に戻すことを認めるもので、その

内容及び手続を規定するものである。二国間セーフガード措置は、FTA/EPAの自由化交渉において、センシティブ品目を含むより多くの品目について関税の削減撤廃を約束するための一種のセーフティーバルブ（安全弁）として機能しており、FTA/EPA交渉上重要な項目の1つである。

②二国間セーフガード措置の分類

二国間セーフガード措置は、その内容により、以下の四つに分類することができる。すなわち、(1)主にWTOのセーフガード協定に準拠した内容のもの（米豪、米シンガポール、日シンガポール、日メキシコ、韓シンガポール、チリアセアン等）、(2)主にGATT第19条に準拠した内容のもの（AFTA、豪NZ等）、(3)一般的な二国間セーフガード制度を有しないもの（韓チリ等。ただし、韓チリには農業についてのセーフガードは存在）、(4)一定の条件の下セーフガード措置の発動を認める欧州型（地域の経済悪化をもたらすような産業への損害がある場合や、経済的、社会的、環境的な問題などが生じた場合にセーフガードの発動を認めるもの）（EFTA、EUメキシコ等）。日本のEPAにおける二国間セーフガード措置はすべて、第一の類型のものである。以下、第一の類型に分類される措置を中心に、二国間セーフガード措置の特色と具体例を概観する。

(2) 法的規律の概要

①二国間セーフガード措置の特色

(a) 関税引き上げ率の制限

WTOのセーフガード協定が関税措置の他に数量制限を認めているのに対し（第5条第1項）、一般的に、FTA/EPAによる二国間セーフガード措置は関税上の措置のみとされていることが多い。また関税の引き上げ幅についても、

セーフガード協定では特段の定めがないのに対して、二国間セーフガード措置ではFTA/EPAに基づく関税削減の停止、又は関税率を実行MFN税率（二国間セーフガード措置をとる時点における実行MFN税率又は協定発効の前日における実行MFN税率のいずれか低い方の税率）まで引き上げることのみとされることが多い。あくまでも二国間セーフガード措置は、二国間FTA/EPAの貿易自由化に対するセーフティーバルブであり、FTA/EPAによって自由化された（関税が引き下げられた）範囲内でのみ認められるべきとの考えに基づくからであろう。

(b) 発動要件及び措置の制限

FTA/EPAが関税及び非関税措置の撤廃により自由貿易地域の設立を目指していることを踏まえ、FTA/EPAに基づく二国間セーフガード措置の規律はWTOのセーフガード協定よりも規律が強化された内容となっていることが多い。例えば、セーフガード措置の発動要件を輸入の絶対的増加に限定する規定や、二国間セーフガード措置の適用を一定の経過期間に制限するもの、また、発動期間の上限をセーフガード協定上認められた期間より短く設定するもの、更には暫定措置の発動を認めないものなどが存在する。また、我が国の締結した協定ではないものの、セーフガード措置の適用を禁止する僅少（デミニマス）基準を導入しているFTA（例：シンガポール—インドFTA）もある。

(i) 発動要件及び措置が制限されている事例

例えば、日シンガポール協定や日チリ協定では、発動要件が輸入の絶対的増加に限られている。また、措置の発動期間については、原則2年・最長4年（日シンガポール協定）や原則4

年・最長5年（日マレーシア協定）など、発動期間の上限をセーフガード協定上認められた期間より短く設定しているものがある。更に、諸外国の協定のうち、僅少要件を規定している例としては、調査対象産品の輸入が、国内販売による市場シェアの2%以下又は総輸入（調査申請前の12か月間）の3%以下の場合には二国間セーフガード措置を執ってはならないとするシンガポール—インドFTA等が存在する。

(ii) 二国間セーフガード措置が撤廃された事例

二国間セーフガード措置の適用を経過期間に制限し、実際にも経過期間終了後、二国間セーフガード措置が撤廃されているFTAも存在する。例えば、豪州—ニュージーランド経済協力協定（ANZCERTA：Australia—New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement）では、移行期間として関税、数量制限、関税割当、輸出インセンティブ、及び貿易機会の発展を妨げる物価安定措置や補助が存続する期間と

定められていた。その後、1990年7月の物の貿易の完全自由化とともに移行期間も終了し、二国間セーフガード措置は廃止された。

なお、EPA等について、発動要件（輸入の絶対的増加か相対的増加か）、適用期間（経過期間のみか恒久的か）、発動期間、再発動禁止期間、補償、リバランスの要件等の観点から整理したものが図表1-3である。

②WTO協定とEPA二国間セーフガード措置の関係について

上述のとおり、我が国が締結したEPAにおいて認められる二国間セーフガード措置は、FTA/EPAに基づく関税削減の停止、又は関税率を実行MFN税率まで引き上げることのみを目的としており、原則として、WTO協定との整合性の問題は発生しないと考えられる（GATT第24条第8項の実質上すべての貿易について廃止しなければならない制限的通商規則該当性は議論の余地がある）。

<図表1-3> これまでのEPAにおけるセーフガード制度とWTO協定におけるセーフガード制度との比較

	日チリ協定 (二国間SG) 署名：2007.3.27 発効：2007.9.3	日タイ協定 (二国間SG) 署名：2007.4.3 発効：2007.11.1	日ブルネイ協定 (二国間SG) 署名：2007.6.15 発効：未	日インドネシア協定 (二国間SG) 署名：2007.8.20 発効：未	日フィリピン協定 (二国間SG) 署名：2006.9.9 発効：未	日マレーシア協定 (二国間SG) 署名：2005.12.13 発効：2006.7.13	日メキシコ協定 (二国間SG) 署名：2004.9.17 発効：2005.4.1	日シンガポール協定 (二国間SG) 署名：2002.1.13 発効：2002.11.30	NAFTA (二国間SG) 署名：1992.12 発効：1994.1.1	SG協定 (一般SG)
対象国	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	協定締約国のみ	すべてのWTO加盟国
発動要件	当該協定で定める関税の引き下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき (20条1)	当該協定で定める関税の引き下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき (22条1)	同左(20条1)	同左(24条1)	同左(22条1)	同左(23条1)	当該協定で定める関税の引き下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき (53条1)	同左(18条1)	同左(801条1)	①事情の予見されなかった発展の結果、及び②当該協定に基づいて負う義務（関税譲許を含む）の効果による（GATT19条）、輸入の①相対的又は②絶対的増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれ(2条1)
適用期間	協定発効から10年経過後に必要に応じ見直し (26条4)	協定発効から15年経過後に必要に応じ見直し (22条10)	協定発効から5年経過後に必要に応じ見直し (21条11)	同左(24条11)	協定発効から10年経過後に必要に応じ見直し (22条12)	同左(23条11)	2017年末日後に必要に応じ見直し (18条10)	経過期間中(原則協定発効後10年、品目によっては最長15年)に限定(相手国の合意により)経過期間後も可 (801条12(c)(ii))	同左(801条1)	恒久的な制度

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

発動内容	発動内容 関税の段階的引き下げの停止 (23条1 (a)) 発動時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ (20条2 (a)) (20条2 (b))	同左 (22条1 (a)) (22条1 (b))	同左 (21条2 (a)) (21条2 (b))	同左 (24条1 (a)) (24条1 (b))	関税の段階的引き下げの停止 (22条1 (a)) 発動時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ (22条1 (b)) 7年日の末日までは、措置発動時におけるMFN税率まで引き上げる事ができる (22条10)	関税の段階的引き下げの停止 (23条1 (a)) 発動時におけるMFN税率又は協定発効直前におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引き上げ (23条1 (b))	当該協定で定める関税の引き下げ又は撤廃の結果による輸入の絶対的増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こす重要な原因となっているとき (53条1)	同左 (53条2 (a)) (18条1 (b))	同左 (801条1 (a)) (801条1 (b))	関税の引上げ又は輸入数量制限措置を行うことが可能 (5条1)
調査の際の通報	調査の開始の際に相手国に通報する (23条1 (a))	調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する (22条3 (a))	調査の開始の際に相手国に通報する (21条4 (a))	同左 (24条4 (a))	調査の開始の際に相手国に通報する (22条5 (a))	同左 (23条4 (a))	同左 (53条7、8)	調査の開始、損害の認定の際に相手国に通報する (18条3 (a))		調査の開始、損害の認定の際にSG委員会に通報する (12条1)
実施前の通報・協議	SG措置の実施・延長の前に相手国に通報し協議する (23条1 (b)、24条1)	同左 (22条3 (c))	同左 (21条4 (c))	同左 (24条4 (c))	同左 (22条5 (a)) (d)	同左 (23条5 (a)) (c)	同左 (53条8、9)	同左 (18条3 (a)) (c)	SG手続開始に関する協議要請の通告を行う (801条2 (a))	SG措置の実施の前にSG委員会に通報するとともに、利害関係国と協議する (12条1、3)
暫定措置	あり (200日以内) (25条1)	同左 (22条7 (a))	同左 (21条9 (a))	同左 (24条9 (a))	同左 (22条4)	同左 (23条9)	同左 (54条)	同左 (18条9)	なし	あり (200日以内) (6条)
発動期間 (上限)	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能 (22条 (a))	原則3年以内であるが、例外的に最長5年まで可能 (22条3 (d))	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能 (21条4 (d))	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能 (24条4 (d))	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能 (22条5 (e))	原則4年以内であるが、例外的に最長5年まで可能 (23条4 (d))	原則3年以内であるが、例外的に最長4年まで可能 (53条5)	原則2年以内であるが、例外的に最長4年まで可能 (18条3 (d))	原則3年以内 (801条2 (c))	当初4年以内、延長4年の計8年以内 (7条1～3)
措置の漸進的緩和	1年を超える場合は、漸進的に緩和 (22条 (b))	同左 (22条3 (d))	同左 (21条4 (d))	同左 (24条4 (d))	同左 (22条5 (e))	同左 (23条4 (d))	3年を超える場合は、漸進的に撤廃する計画を提示 (53条5)	1年を超える場合は、漸進的に撤廃する計画を提示 (18条3 (d))	なし	1年を超える措置は、漸進的に緩和 3年を超える措置は中間時点より前に再検討 (7条4)
再発動禁止期間	既発動産品への再発動は、従前の発動期間と同一の期間禁止 (但し、最低1年は再発動不可) (22条 (c))	同左 (22条3 (e))	同左 (21条4 (e))	同左 (24条4 (e))	同左 (22条5 (f))	同左 (23条4 (e))	同左 (53条6)	同左 (18条3 (e))	同左 (801条2 (d))	既発動産品への再発動は、従前の発動期間と同一の期間禁止 (但し、最低2年は再発動不可) (7条5)
補償	実質的に等価値の関税措置 (24条3)	同左 (22条4 (b))	同左 (21条5 (b))	同左 (24条5 (b))	同左 (22条6 (a))	同左 (23条5 (a))	同左 (53条10)	同左 (18条4)	実質的に等価値の貿易自由化措置 (801条4)	実質的に等価値の譲許その他の義務を維持するよう努力 (8条1)
リバランス	実質的に等価値の関税措置が可能 (24条3)	輸入の増加が①相対的な場合、発動後ただちに②絶対的な場合、発動後24箇月以降に実質的に等価値の関税措置が可能 (22条4 (b)) (d))	同左 (21条5 (b))	同左 (24条5 (d))	輸入の増加が①相対的な場合、発動後ただちに②絶対的な場合、発動後12箇月以降に実質的に等価値の関税措置が可能	輸入の増加が①相対的な場合、発動後ただちに②絶対的な場合、発動後18箇月以降に実質的に等価値の関税措置が可能	同左 (18条4)	同左 (18条4)	実質的に等価値の関税措置 (801条4)	輸入の増加が①相対的な場合、発動後ただちに (8条2) ②絶対的な場合、発動後3年以降に実質的に等価値の対抗措置が可能 (8条3)

<基準・認証制度>

(1) ルールの背景

WTOには、基準認証制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう、国際的な

ハーモナイゼーションの推進や透明性の確保等を規定した、貿易の技術的障害に関する協定がある (詳しくは第Ⅱ部第10章参照)。

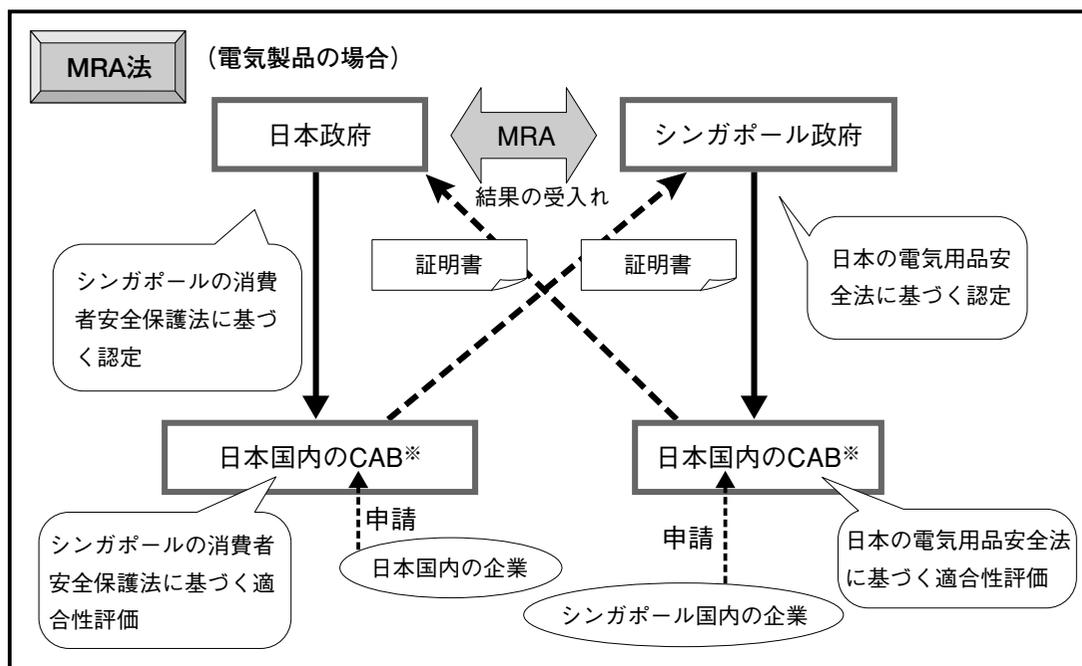
(2) 法的規律の概要

基準認証分野は、制度上の専門性、地域の特殊性等の要素が非常に強いため、WTO/TBT（貿易の技術的障害）委員会、APEC/SCSC（基準・適合性小委員会）等の多国間における専門家間の協議を通じて制度的な問題点の共有化を図り、各国と共同歩調を取りながら議論を進めることにより、制度面での透明性及び技術基準等の国際整合性の確保等を図っていくことが適切かつ有効な手段である。また、基準認証制度が国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するというWTO/TBT協定の目的に沿って、我が国のこれまでのEPAでは、基準認証分野について次のように規定している（なお、本章は物品貿易に係る措置・相互承認を扱っているが、「人の

移動」に関連する措置である資格の相互認証については、第3章「人の移動」を参照）。

①日シンガポール EPA

第6章に相互承認章を設けている。輸出国側の政府が指定した機関が、輸入国側の基準及び手続に基づいて適合性の評価を行った場合、その評価結果を輸入国内で実施した適合性の評価と同等の保証が得られるものとして相互に受け入れるものである。例えば、日本政府が日本国内の機関をシンガポールの国内規制との適合性を評価する機関として指定し、当該機関での適合性評価結果をシンガポールが受け入れる制度である。適用範囲は、電気製品、通信端末機器及び無線機器である。



※ CABとは、適合性評価機関（Conformity Assessment Body）の略であり、認証や試験を行う機関。

• MRAとは、相互承認協定（Mutual Recognition Agreement）の略。MRAに基づく我が国の義務を履行するとともに、日本国内でのMRAの的確な実施を確保するため、MRA法（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律）を制定している。

②日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA

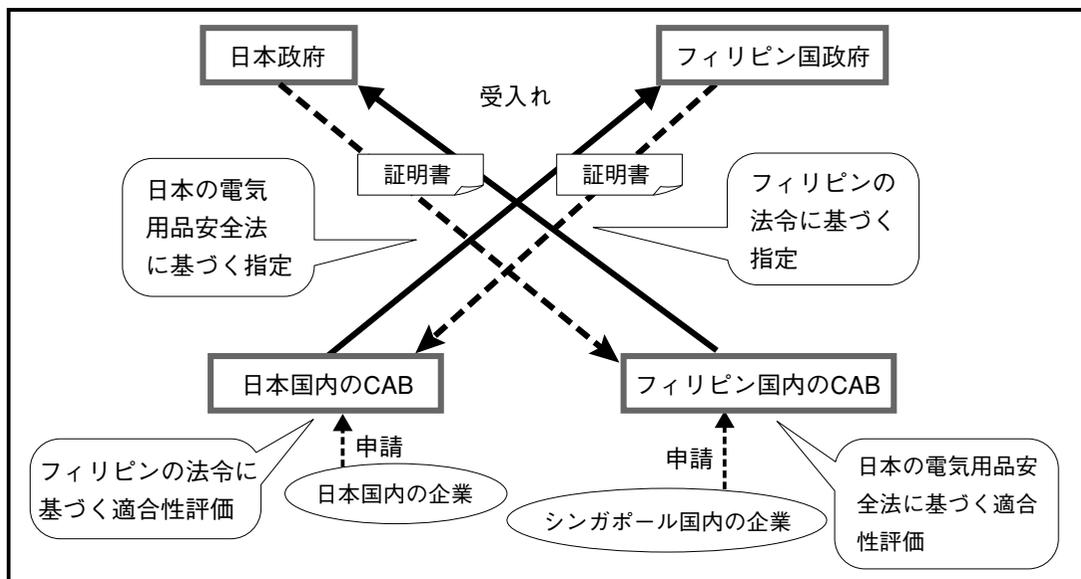
日メキシコEPAでは第3章第3部に、日マレーシアEPAでは第5章に、日チリEPAでは第7章に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続章を設けている。WTO/TBT協定に基づく権利義務を再確認し、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関して、情報交換、共同研究等の協力をを行い、小委員会の設置及び両締約国政府による照会所を指定することを規定している。また、本規定は紛争処理の適用除外としている。

③日フィリピンEPA、日タイEPA

日フィリピンEPA及び日タイEPAでは、双方とも第6章に相互承認章を設けている。輸出国内の適合性評価機関の指定（登録）・監督を輸入国政府が直接行うことを双方で認め合うこ

とを規定している。例えば、フィリピン国内に日本の規制への適合性を評価する機関を日本政府が指定し、当該機関での適合性評価結果を日本が受け入れる制度である。適用範囲は、日フィリピンEPA、日タイEPAともに電気製品である。

日シンガポールEPAとの違いは、日シンガポールEPAでは、シンガポール国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づいてシンガポール政府が指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっているのに対し、日フィリピンEPA、日タイEPAでは、フィリピン若しくはタイ国内の適合性評価機関を日本の電気用品安全法に基づいて「日本政府が」指定し、当該機関が発行した証明書を日本政府が受け入れる制度となっている点である。



- 日本の電気用品安全法では、日本域外のCABを指定することができる法体系となっている。
- 日フィリピンEPAタイプの相互承認においては、規制法の枠内で対応可能なため、担保法（MRA法）は必要ない。